

●香川県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年5月7日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和6年5月7日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 318号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市白鳥字田中715番 地先から 東かがわ市白鳥字田中777番 1地先まで	11.5～12.7	22	令和元年7月9日付け香川県告示第54号の一部

- 4 供用開始の期日 令和6年5月7日